

議案第 39 号

山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例の制定について  
山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例  
山陽小野田市商工センター条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 150 号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市  
商工センター条例の規定によりなされた使用の許可に係る使用料については、  
なお従前の例による。